浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録(抜粋)

開催日時

令和2年3月16日(月)午前10時開議

開催場所

第1委員会室

会議に付した案件

2 行政区再編協議【行程2】区のあり方について

10:51

2 行政区再編協議【行程2】区のあり方について

◎結論

行政区再編協議の【行程2】区のあり方についての協議のうち、自由民主党浜松から2-1区の定義 (区とは)について説明があり、協議を終了しました。

◎発言内容

○高林修委員長 それでは、本日は前々回示された行政区再編協議の【行程2】、区のあり方についての協議に入ります。

初めに、行程2-1区の定義について、自由民主党浜松から御発言をお願いいたします。

○波多野亘委員 【行程2】区のあり方の、まず2−1区の定義についてということで、きょう、お配りをさせていただきました資料は、私どもと議会事務局のほうで準備をさせていただきました都合上、本日、その説明については私からさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。では、大分資料が多いですので、まず資料の確認をお願いしたいと思います。

1の大都市とはでは、別紙1、指定都市制度の概要、別紙2、指定都市の区の組織等の状況。2、地 方制度改革では、別紙3、地方分権改革について、別紙4、地方制度調査会について、別紙5、平成25 年地方制度調査会答申、これは第30次のものです。そして3、平成26年の地方自治法の一部改正では、 別紙6の地方自治法の一部を改正する法律の公布、総務大臣通知の抜粋。別紙7、これを受けた当時の 本市の条例改正議案とその説明資料。そして最後に参考資料として、大都市に関する特例、地方自治法 の抜粋ですが、こちらをつけさせていただいております。

では、別紙1、指定都市制度の概要、あわせて参考資料、地方自治法の抜粋をごらんください。

政令指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の規定により、政令で指定される人口50万人以上の市ということになっており、その他は第252条の20により、区または総合区の設置が義務づけられているのみです。この制度は、創設当初、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市のいわゆる5大都市でありました。実際の運用では記載はありませんが、人口100万人以上または80万人以上で100万人以上になる見込みの市とされてきたものが、平成の合併支援策として、人口70万人以上で可能となり、現在では裏面に記載のとおり20市となっております。

逐条解説によると、指定都市は、都市としての諸機能、規模、能力等において、他の都市とは格別の 実体を有しており、その行うべき行政の内容は、質、量ともに他の都市と異なるものを持っているもの ということができる。したがって、ただ人口要件を充たしたのみでは、直ちに本条の適用があるという ものではなく、既存の指定都市と同様、本条掲記のような事務をみずから処理する必要が認められ、ま た、それらの全てを能率的に処理するだけの能力を持たなければならないと考えられるとなっています。 そのため、大都市とされる指定都市では、一般市と異なり、事務配分、関与、行政組織、財政の特例が あります。

次ページは、区の概要です。区の設置は必須となっておりますので、当然、2つ以上の区を設置しなければなりませんが、区の人口や面積などの基準は法定化されていません。また、地方自治法第252条の20では、「指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて」となっていることから、市長以外の執行機関の事務、教育委員会、農業委員会等の事務は、区の事務とすることができないということ以外、それぞれの指定都市の判断で所掌事務を定めることができます。

区長とその権限ですが、区長は必置で、一般職の中から選任することとされていますが、区長の権限について、先ほどの説明と重なりますが法の規定はありません。しかし、平成28年に施行された地方自治法第252条の20の2では総合区について規定され、区長の選任などに関する手続や権限が定められています。

別紙2は、総務省が行った令和元年度指定都市制度の見直しに伴う区の状況等の調査結果です。主なものを申し上げますと、指定都市の平均人口は140万人ですが、370万人の横浜市から最小の69万人の静岡市まで大きく差異があります。また、区の平均人口は約17万人ですが、最大は横浜市港北区の約35万人、最小は本市天竜区の約3万人です。

1ページは区の職員数です。指定都市全体の平均職員数は約230人ですが、最大は435人の横浜市、最少は相模原市の105人です。全職員に占める区職員の割合、区役所組織への編入状況が記載されています。

4、5ページは予算の状況、6ページは区長への事務委任の状況、7ページは事務分掌条例制定の状況等です。区の組織、権限については、指定都市ごとに異なっていることがおわかりいただけると思います。

13ページからは区協議会や住民自治に関する組織の設置状況が記載されています。地域協議会、区協議会は、住民の主体的な参加と協働活動を通じて多様な意見の調整や身近な地域づくりを行う住民自治を促進するためのもので、地方自治法に規定され設置することができるとされている法に基づく区地域協議会や地域自治区と、それぞれの市が任意で設置されているものとがあります。

この資料は平成24年の調査資料となっていますので、現在、変わっている都市があります。13ページの地方自治法に基づく区協議会の設置状況で、本市と新潟市の記載がありますが、新潟市は令和元年度より任意組織の附属機関となっています。したがって、地方自治法に基づく区協議会の設置は本市のみとなります。

次に、2の地方制度改革について説明しますので、別紙3をごらんください。これは内閣府が行ってきた分権改革の経緯をまとめたものです。平成11年の地方分権一括法の成立以降、三位一体改革などがあり、現在までに第9次一括法が成立し、地方への権限、財源の移譲とともに、義務づけ、枠づけの見直しが行われてきました。2ページからは、第9次までの一括法の内容が記載されています。特定非営利活動法人の設立認証、指導監督等の事務などの指定都市への移譲が第2次一括法で、市街地再開発事

業の施行についての認可権限等の移譲が第3次一括法で、県費負担教職員給与等が第4次一括法で移譲されてきました。

また、7ページの上の囲みの右側の部分ですけれども、平成26年より、地方の発意に根差した取り組みを推進をするため、提案募集方式が導入されています。

次に、別紙4は、地方制度調査会についてまとめてあるものです。御承知のように、地方制度調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、地方制度に関する重要事項を調査審議するための内閣府の附属機関で、国会議員のほか、地方六団体の会長、学識経験者で構成されています。

4ページから審議実績が記載されています。そして最後のページが答申を踏まえた最近の地方自治法 の改正が記載されています。

第27次、第28次答申では、大都市についても触れられています。大都市は、一般に人口が稠密で多様で高度な都市機能が集積している一方で、住民と行政の距離が大きいという指摘があり、人口の集中や合併によって都市の規模が拡大されるにつれ、このような傾向が一層助長される可能性についての記載があります。

また、29次答申では、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方として、その現状認識として、合併の評価検証の中で、適切な職員配置により住民サービスの水準の確保を図りつつ、職員総数を削減するなど、効率的な行政運営の取り組みが行われている。一方で、合併により市町村の規模が大きくなることによって、住民の声が届きにくくなっているのではないか、周辺部が取り残されているのではないか、地域の伝統文化の継承・発展が危うくなるのではないか等の懸念が顕在化している地域もある。こうした課題に対応するため、市町村においては、地域の実情を踏まえつつ、地域自治組織の活用や支所等の設置などにより、新しいまちづくりの中で、住民の利便性の確保、コミュニティー振興及び地域の伝統文化の振興に向けた取り組みを継続的に進めている過程にあるとされています。

また、29次の大都市の課題等については、大都市圏の市町村は一般的に人口が多く、合併によりさらに人口規模が拡大する場合には、住民自治の充実を図る観点からも旧市町村単位でのまとまりを維持することができる仕組みについて、幅広く検討を行うことが適当であるとされております。

次に、別紙5は第30次の地方制度調査会の答申です。この答申の前段として、人口減少社会、平成38年に1億2000万人を下回り、平成60年に1億人を下回るとの予測――これは30次の答申ですので平成となっております――において、人々の暮らしを支え、経済を牽引していく核となる都市や、その圏域を戦略的に形成し、その上で全国の基礎自治体が人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能な形で提供していくことが必要との認識に立ち、答申がなされております。この中で、特に大都市等に係る制度の見直しという部分では、指定都市制度では二重行政の解消、事務移譲に伴う税財源の配分、都市内分権による住民自治強化の記載があります。

4ページの3、制度改革等の必要性というところで、(1)大都市等に関する地方自治制度の改革による対応、そして(2)として、基礎自治体における行政サービス提供体制についての制度的対応が記載されております。

そして、5ページの下段から、現行の大都市等に係る制度の見直しというところで、指定都市制度について触れられております。

6ページの②の下段になりますけれども、二重行政を解消するためには、指定都市の存する区域においてはできる限り同種の事務を処理する主体を一元化するとともに、事務処理に際しての指定都市と都道府県との間の調整のあり方を検討することが必要であるとされております。

そして③では、指定都市においては、市役所の組織が大規模化し、そのカバーするサービスも幅広くなるため、個々の住民との距離は遠くなる傾向にある。このため、住民に身近な行政サービスを適切に提供することや住民の意思を行政運営に的確に反映させることが課題となっている。指定都市においては、住民に身近な行政サービスをより近い組織において提供することや、住民がより積極的に行政に参画しやすい仕組みを検討することが必要である。少なくとも、指定都市のうち特に人口規模が大きい都市については、住民に身近な行政区の役割を強化し、明確にすることについて検討することが必要であるとされております。

そして、3の地方自治法の一部改正に入りますが、今申し上げた答申を受けて、地方自治法が改正を されました。そして、それに伴って、別紙6ですが、地方自治法の第252条の20の中に、新たに区の事 務所の分掌事務を定めるということが改正をされました。

2ページですが、特に指定都市の区に関する事項、区の事務所の分掌事務としまして、指定都市においては、第1の改正の趣旨が、区の役割を拡充し、住民自治を強化しようとするものであることを踏まえ、区の事務所が分掌する事務を定める条例について、単に現在区の事務所が分掌している事務を機械的に規定するのではなく、どのような区のあり方がふさわしいか十分に検討した上で立案する必要があること。また、指定都市の議会においても、条例の制定について議決する際には、同様に、どのような区のあり方がふさわしいか十分に議論することが重要であること。加えて、区の役割を拡充し、区を単位とする住民自治の機能を強化する観点からということで、総合区設置の要否及び議会における区を単位として調査・審査等を行う仕組みの設置の要否についてもあわせて議論することが望ましいとされております。

別紙7は、そのときに浜松市が提出をいたしました議案になります。 2ページの右側には提案理由、 それから改正内容が記載されております。

そして、この審議では、ちょうど行財政改革・大都市制度調査特別委員会で区制度の検討に係る行程 表が示され、議論が始まったばかりというところもあり、現状のとおり、区の事務分掌を規則で規定し ていたものを条例で定めたというような状況になっております。

以上、1から3までの説明とさせていただきます。

- **○髙林修委員長** 波多野委員から自由民主党浜松を代表して御説明がありましたが、会派から補足するものがあれば。
- **〇太田康隆委員** ほぼ完璧な説明だというふうに思います。

おさらいといいますか、ちょっと強調したところがあってもいいと思いますので、その辺のところに触れさせていただきたいと思うのですが、私たちがかかわっているこの地方公共団体というのは、当然、法律の制約の中で動いているということで、何回も触れるのですけれども、一番上位の法律は憲法。憲法の第92条から第95条までに地方自治の定めがありまして、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は地方自治の本旨に基づいて――この地方自治の本旨というのは、ずっと戦後議論されてきたことなのですが、地方自治の本旨とは何なのだということで、これは別に置いておいて――法律でこれを定めるということで、憲法第92条に定められています。その法律でこれを定めるが、すなわち地方自治法であるわけですが、憲法第93条は、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。これが我々の立場です。地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙するということで、これが二元代表制と言われているところです。

その憲法があって、地方自治法があるわけですけれども、地方自治法で定められているのは、先ほど 憲法でもありましたけれども、組織とか運営に関しては自治法で定めるということですから、当然、組 織、運営については、これが定められておりまして、地方自治法第1条では、地方公共団体における民 主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とす る、第1条の2で住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に 実施する役割を広く担うものとする、それがすなわち地方公共団体、我々の団体の役割だということで あります。

それで、先ほど波多野委員に触れていただいたように、地方自治法というのは、どういうふうにして これまで改正を重ねてきたのかというのが、資料4にもありましたけれども、地方制度調査会の歴史を 見るとわかるわけです。資料4の4ページに、戦後、地方制度調査会が担ってきた役割が載っておりま すけれども、第1次から始まって、さまざまな調査会での議論があって、それが国のほうから地方自治 法の改正という形で、この調査会の答申を受けて行われてきていると。直近の例が資料4の6ページに あるわけですけれども、先ほども説明がありましたように、27次、28次、29次、30次と。今現在、32次 がスタートして、ことしの7月4日で丸2年の任期を終えて答申が出てくるわけでありますけれども、 そういった形で行われてきたと。これは全て内閣総理大臣が諮問して、それに対する答申が地方制度調 査会から出て、それが全て法改正に結びつくというものでもありませんけれども、それが議論されて地 方自治法改正に結びついてくるということで、おおむね反映されているということであろうと思います。 その地方制度調査会は、勝手に議論しているというわけではありませんで、1ページのところに委員 の構成メンバーが、地方制度調査会の4つ目の丸のところですけれども、30人の委員ですけれども、委 員は、国会議員、関係各行政機関の職員、それから地方公共団体の議会の議員、これが大切ですが、そ の次も地方公共団体の長ということで、これは地方六団体と言われる、いわゆる都道府県知事、それか ら市長会、それから町村会、それから議会のほうでは都道府県議長会の代表、それから全国市議会議長 会の代表、全国町村議会議長会の代表、その六団体が代表として、この地方制度調査会を構成していま して、最終的に地方自治法の改正案の議論のときには、ヒアリングが必ず行われて、それぞれの六団体 としては意見を言うということです。そういう手続を経て地方自治法の改正に結びついていくというこ とですので、大変民主的に行われているというふうに私は理解しております。

それで、特に今回、私たちにとって重要なのは、この指定都市の概要とか、指定都市における区のあり方を議論していくわけですので、その関連は、一つには平成11年の地方分権一括法があります。地方分権一括法でもって改正された地方自治法の諸点もあります。

例えば先ほどの例でいいますと、別紙1に指定都市制度の概要というのがありまして、1ページ目の中の囲みのところから下にかけて特例があるのです。指定都市に、大都市においては、他の一般市と異なる特例が定められているという説明が波多野委員からありましたが、その特例は、(1)事務配分上の特例であったり、(2)関与の特例であったり、(3)行政組織上の特例、例として区を設置するとか、それから(4)財政上の特例、こういうようなものがあるのだけれども、(1)事務配分上の特例の中に例としてありますけれども、個別法によるものなのです。児童福祉にしても都市計画にしても道路にしても、個別法によるものの事務配分。

もう一つ、実は平成11年の地方分権一括法によって地方自治法に定められた第252条の17の2というのがありまして、これは都道府県知事の権限に属する事務の一部を条例によって市町村が処理することができるという、いわゆる事務配分、事務処理の特例というような言い方をしていますけれども、これ

でもって県知事から、本来、県の事務であるけれども、浜松市のほうにおろされた事務があるわけです。 これは相当多い。政令市に浜松市がなっていくときに、全国一の本数を浜松市が移譲したというような ことがありましたけれども、そういう地方自治法に基づく事務処理の特例というのがあるということだ け御理解いただければよろしいかと思います。

それから、もう一つ大きな改正は、今度は区のことを考えていくときに、先ほども触れていただきましたが、第30次の地方制度調査会を受けて、平成26年5月30日公布の地方自治法の一部改正が行われたわけですが、そのときの改正点については参考資料1をごらんになりながら見ていただければと思いますけれども、平成26年5月の地方自治法改正です。2ページ目の第252条の20。地方自治法は、後で改正を繰り返してきていますので、条立てというのですか、非常にわかりにくくなっていまして、第252条の20というのと、その下に書いてある第252条の20の2というのがありますけれども、それぞれ条文でして、第252条の20の中に1項とか2項とかあるのです。第252条の20の2の中にも1項とか2項とかあります。第252条の20の2項、これは指定都市の区の設置のことをうたっているのですけれども、2項のところに、区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域——ここまでは実は改正の前から入っているのですが、平成26年の改正でこれが加わったのです——並びに区の事務所が分掌する事務、これが追加されたのです。それで先ほど波多野委員が説明したように、各指定都市で、区の事務所が分掌する事務というのを条例で定めなければいけなくなったということなのです。これが加わりました。

それからもう一つ、3項、その下ですが、区にその事務所の長として区長を置く、これも実はそれまでの地方自治法には区長を置くという定めはなかったのです。区長を置くという、この3項が加わりましたので、区長の権限というのは、少なくとも平成26年以前と平成26年以降では、変わっている。それから区の事務所が所掌する事務というのも、条例で定めるという意味は非常に大きいわけです。それは30次の答申を読めば、30次の答申の中でいかに指定都市が市と、それから区の出先、遠いところと、市民の意向がなかなか反映されないような状態になっているということを心配しているということがわかると思います。これは平成26年の5月の地方自治法改正で盛り込まれたということで、ぜひもう一度、もし本当にそうかということであれば調べてみてください。

それから、この第252条の20のその下へ行きますけれども、7項、8項、9項、10項というのは、7項を読んでみますと、指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができる。この場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことができるとか、4項あります。これは、実は都市内分権で地域自治区に関連することの、指定都市についてはこういう扱いにしましょうということなのです。ですから、浜松市の場合、地方自治法で認められた区協議会を設けています。それは都市内分権を充実させるということで、非常にいい措置だと思いますけれども、この7、8、9、10は、実は平成16年の地方自治法改正で盛り込まれました。

そのもう一つ前に、それではこの都市内分権をうたった条文が地方自治法でどこにあるのかというと、第202条の4というのがありまして、地域自治区をうたっております。これはやはり、平成16年の改正のときに設けられた、市町村合併、浜松市が合併する前の年に地方自治法改正が行われて、都市内分権を強化するということで地域自治区の設置というものが設けられました。第1項だけ読みますと、市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができるという、できる規定ですけれども、この地域自治区というのは、結構権限を持っていまして、そういう地域自治区に、

今度は地域協議会を置いて、地域協議会は第202条の4以降、権限が定められておりますが、第202条の7に地域協議会の権限というのがありますけれども、市町村長に意見を述べることができるとか、いろいろ定められています。

そういうことで、この地域自治区というものを平成16年に設けたときに、指定都市との整合を図るために、先ほど申し上げた第252条のところに7、8、9、10という新しい条文が設けられ、整合を図ったというようなことであろうというふうに思います。

それから、この30次の地方制度調査会の答申を受けて変わった法律というのは、先ほど申し上げたような区の事務所の事務を条例で定めることとか、それから総合区のことであるとか、それから指定都市と都道府県の調整会議を設けなさいとか、中核市と特例市制度を統合するとか、それから新たな広域連携、連携協約の制度の創設とか、そういったところが、この平成26年のときに設けられたわけです。

その答申は、ここにちょうど資料として配られておりますので、ぜひ読んでいただきたいと思いますが、資料5、先ほど波多野委員が言われたとおりです。6ページのところの二重行政の解消をするためにとか、住民意思の的確な反映をさせるためにとか、それから8ページの一番下のところですが、

(3) に都市内分権により住民自治を強化するための具体的な方策が必要だということで、区長の話であるとか、条例でその区が所掌する事務を定めなさいとかというものがあるわけです。

それからもう一つ、16ページには、平成の合併の経緯と現状というのがありまして、平成合併によって市域が広くなってきて、なかなか住民の声が行政に的確に反映しづらい。したがって、そういうことの配慮をしなさいというようなものがあります。

それで、せっかくですので、ちょっと触れておきたいと思うのですが、この答申を読むと、政令市の場合、区の意見がなかなか反映されにくいので、区に常任委員会を設置して、その区の意見を反映させるような装置を考えたほうがいいということで、実はこの答申案では、区に常任委員会を設置するということが地方自治法の改正案の原案に盛り込まれました。まだいいですか、もうやめたほうがいいですか。

- **○高林修委員長** 申し訳ないけれど、常任委員会のところまで話が行くと少し横にそれるので、波多野委員の説明と少しかぶるところも先ほどからありましたので、そこのところはちょっと御遠慮願いたいと思います。
- **○太田康隆委員** 常任委員会の設置まで盛り込まれたのですが、それは指定都市の協議会、議長会のさまざまな議論で削除されました。そこまで地方制度調査会は、実際には踏み込んだことを言っていたと、そういうことで紹介をさせていただいたということです。
- **○高林修委員長** 今、太田委員がおっしゃったように、地方制度調査会と地方自治法の改正については非常に関連があるということについては、おわかりになっていただいたと思っています。

委員の皆様に申し上げますが、今、11時30分をちょっと過ぎました。基本的には委員会は2時間ぐらいで終わりたいと思っています。後で申し上げますが、2-1については予備日も設けてありますので、あと10分か15分ぐらい、皆様のほかの御発言を受けて、とりあえず閉じたいと思いますが、いかがでしょうか。金曜日に、これだけの資料を配付したものですから、なかなか土日で読み込むこともできないかというふうに思っています。また改めて、今の説明を受けて、皆様もまたお考えをめぐらしていただいて、次の委員会に臨みたいと思いますが、今のところ何か御質問とか御意見、御発言があればおっしゃっていただきたいのと、3のところの別紙6、別紙7については、当局のほうからも出してもらったものですので、当局のほうで特に補足がなければ結構なのですけれども、当局の方も、もし御発言があ

ればおっしゃっていただきたいと思います。

よろしいですか。なければ、特別今、御答弁はいただかなくて結構なのですが、先ほど波多野委員が 説明の中で、地方自治法に基づく地域協議会の設置状況で、新潟市は、この令和元年度から任意という ことになったということで、結局、最終的には浜松市1市のみが区の地域協議会を設置しているという ことになるのですけれども、そういう観点もどういうふうに捉えるかということもあると思います。

○波多野互委員 資料を用意して、それでなおかつ何か発言をするというところは非常にしにくい部分もあるのですが、冒頭申し上げましたように、これらの資料は総務省のホームページ等、公に出されているところのものを用意をさせていただいて、私の説明の中では、なるべく公平に、どちらに振れることもなく、淡々と説明をさせていただいたつもりであります。

その中で、今回改めてこういうような形で私もこの平成26年の地方自治法の改正までを考えたときに、 やはり別紙6の総務大臣の通知のところで、先ほど説明でも読ませていただいたところで、どういった 区のあり方がふさわしいか、十分に議論することが重要というところが、今までの行政区再編の中でも、 身近なところで身近なサービスはできたほうがいいというようなところどまりで終わっていたというと ころでは、次の行程では区のあるべき姿、理想の姿ということで、やはり本市における区というものを しっかりと議論しないと、これは乗り越えていけないのかなということを改めて感じております。

先ほど、本市のそのときの一部改正の状況でもお話をさせていただきましたが、審査については大変短く、平成28年3月11日の総務委員会の中でされておりますので、私としてはこのあたりをしっかりと組み込ませていただきたい。そして委員の皆さんと一緒に意見が共有できていければというふうに思っております。

ですので、きょうは今までの法的な位置づけ、それから地方分権だとか都市内分権に基づいたところ、 それと本市の対応というところが事実のままに押さえることができればというふうに思っております。 これはきょう説明をさせていただいた思いです。

○酒井豊実委員 私としては、この地方制度調査会会長、西尾さんの答申の中で、先ほど紹介がありましたけれども、8ページにある(3)都市内分権により住民自治を強化するための具体的な方策というところが、結構具体的に指摘をされ、提起されているということは非常に重く、重要に感じたところであります。それは、私の住んでいる天竜区北遠地域、それから北区引佐方面、渋川に至る全体の状況を見て、改めてこの点をさらに深く、現実と照らし合わせて分析する必要が、見る必要があると。住民の声も聞く必要があると、そういうことを改めて思ったところであります。この答申が出されて、もう既に5年、6年、7年というような形で経過しておりますので、全国的な、これを受けての状況、政令市の状況というものも改めてつかみ直したいと思っています。

そういう視点から見ると、この別紙2の中の、先ほども出ましたが地方自治法に基づく区地域協議会の設置状況の中で、波多野委員から、新潟市の直近の重大な変更について若干頭出しで報告されました。この件についても、恐らく新潟市の中の協議会では長きにわたる、あるいは密度の濃い議論がされた中で、そういう変化があったものと思われますので、私としてはよく知らなかったことなものですから、こういう点についても、私としては新潟市の動向は、政令市の中でも一番注目している市でありましたし、さらに調べていきたいと思いますし、委員会としても、その辺のところを今後少し深めていただきたい、そんなふうに思っています。

〇松下正行委員 今、自由民主党浜松から、この資料に対する説明をしていただきました。 当委員会の各委員それぞれが、この資料に基づいての説明を受けて、同じ認識を持ったのではないか なと思いますので、御意見がある方は当然言っていただいて、次の2-2の区のあるべき姿へ行くべき ではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

- **○高林修委員長** ほかに御意見のある方は。波多野委員、今の松下委員の御発言を受けて何かありますか。
- **○波多野亘委員** 今のは私に向けたメッセージではなくて、私以外の皆さんに向けたメッセージだと 受け取っております。
- ○髙林修委員長 そういう切り返しなら、それで結構です。
- **〇鈴木育男委員** 基本的に認識を深めていただきたいというのが、きょうのこの委員会の開催の目的なものですから、一応そういうことでこうなっているという、そこですよね。

それから、我々合併して政令市になってから、地方制度調査会のほうでもいろいろ意見が出てきていると。そういったことも踏まえた中で、それではこれから先、どう考えるんだという一番の根っこをみんなで共通認識として持っていただいて、しっかりと勉強していただいて、その根っこの上で、これから先の議論をしっかりと進めていただきたいと、そういうことだと私は思っておりますので、そういうふうに皆さんも御認識をいただければありがたいと思いますがいかがでしょうか。

- **○高林修委員長** 先ほど波多野委員にちょっと振ってしまったのは、行程表の原案を一番最初に出したのは自由民主党浜松でありまして、2-1の区の定義について、まずやりましょうと。その次は2-2ということなのですが、特に御異論がなければ、先ほど松下委員がおっしゃいましたけれども、次回の委員会は2-2から始めてもよろしいでしょうか。この2-1、区の定義について、文言等、また改正等の経緯について、よくわからないとか、もう少し深掘りしたほうがいいという御意見があれば、もう一度2-1について時間を持ちたいと思いますが、その点はいかがですか。
- **○関イチロー委員** 今のことで大体いいかと思います。ただ、この今お示しいただいたものに関して言えば、この文章をどういうふうに読み込むかということ。その上でどういうふうに進めていくかということなのですけれど、1点、先ほどからおっしゃっている新潟市がやめられたという理由自体は、また調べてみますけれど、もしわかっているのであれば教えていただければと思います。
- **○市民部次長(市民協働・地域政策課長)** 私どもも詳細な変更の理由を承知しているわけではありません。
- **○関イチロー委員** では、その点については、また次回、個人的にも調べますけれど、御説明いただけたら、それは一つの皆さんで理解する共通の認識の話だと思っておりますので、よろしくお願いします。
- **○髙林修委員長** わかりました。

それでは、先ほど予備日という話もいたしましたが、次回、行程に従いまして2-2に移りたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

今、関委員のおっしゃったことは、次の委員会の冒頭で、また何らかの証明というのか、理解を求める資料を提供したいと思いますけれども、2-2に進んでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇高林修委員長 それでは、本日は2-1を協議したということで終わりたいと思います。 以上で、行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

11:56